

少額短期保険業界における苦情・紛争対応について
(日本少額短期保険協会提出資料)

平成20年12月24日

第39回金融トラブル連絡調整協議会

少額短期保険業界の概要

1. 少額短期保険業者登録数 56業者(平成20年12月20日現在)

・種目別内訳	家財・賠償	24業者	傷害	2業者	(損保系 33業者 生保系 23業者)
	生命・医療	22業者	費用	2業者	
	ペット	6業者			

・新たな情勢

平成20年12月より公益法人制度改革法が施行されたことに伴い、現在公益法人が行っている保険(共済)事業については新法人への移行により、保険業法の規制対象となることから、今後、少額短期保険業へ移行するケースが考えられる

2. 日本少額短期保険協会の概要について

① 正会員 53業者(少額短期保険業者 43業者 特定保険業者 10業者) 準会員 2団体 賛助会員 33社

② 業界における唯一の事業者団体



③ 少額短期保険募集人試験の運営・実施団体(平成20年3月に生損保協会より引継)

少額短期保険募集人資格保有者数 71,506名(平成20年11月末現在)

④ 日本少額短期保険協会における苦情受付状況

平成18年度から現在まで	合計	34件	}
内訳	契約募集行為に関するもの	2件	
	契約の管理・保全・募集に関するもの	1件	
	保険金に関するもの	28件	
	その他	3件	

苦情・紛争解決支援までの流れ

(少額短期保険に係わる苦情・紛争解決支援規則の抜粋)

<苦情・相談対応>



